

「特別警報」及び「暴風警報」発令時の取り扱いについて

日ごろは本校の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、梅雨の時期以降は、大雨や暴風、台風などにより、近畿地方にも影響が出る恐れがあります。本校におきましては、京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」又は「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1.『暴風警報』発令時の対応について

●「暴風警報」が「登校前」に発令された場合

1. 「警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機してください。
2. 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - (1) 午前7時までに解除された場合 通常の授業
 - (2) 午前9時までに解除された場合 3校時より始業
※50分授業の時は10時45分始業
45分授業の時は10時35分始業
※午前中授業の場合は、臨時休業
 - (3) 午前11時までに解除された場合 5校時より始業
※50分授業の時は13時15分始業
45分授業の時は12時55分始業
※午前中授業の場合は、臨時休業
 - (4) 午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

●「暴風警報」が在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学経路の状況、家庭状況などに十分配慮し、
帰宅するかどうかを決定します。帰宅後は、すぐに学校に電話をしてください。

(白河総合支援学校 電話 075-771-5510)

《注 意》

1. 「暴風警報（風の警報）」以外の他の警報や注意報の時は、いつも通りの授業となります。
2. 台風接近の時は、テレビやラジオなどの報道に注意して下さい。
※「実習中の場合について」の注意事項、「特別警報」が発令された場合の対応を裏面に載せていますのでご確認ください。
※このお知らせは、家庭で保管していただきますようお願いいたします。

● 実習中の場合について

1. 自宅出発までに「暴風警報」が発令されている場合・・・実習は中止
 - ・実習先と学校に「暴風警報が発令されましたので本日は欠勤させていただきます」と連絡を入れてください。
 - ・それ以降に「暴風警報」が解除されても、その日の実習は実施しません。
2. 出勤中や実習中に「暴風警報」が発令された場合・・・実習は中止
 - ・実習先には学校から「暴風警報が発令されましたので本日は退勤させていただきます」と連絡しますので、実習先の指示に従い帰宅してください。
 - ・途中で警報が解除された場合も実習は中止で自宅待機です
 - ・保護者の方も学校からの連絡を受けられるようにお願いします。
 - ・帰宅後は、すぐに学校へ帰宅連絡をしてください。

(白河総合支援学校 電話 075-771-5510)

2. 『特別警報』発令時の対応について

「特別警報」発令時の対応については、次のようにいたします。緊急時に備えてご確認ください。

◆ 『京都南部』または『京都市』に、『特別警報』が発令の場合

【登校前（前日下校後から午前0時まで）に発令された場合】

○ 原則として、「次の登校日」(※)は臨時休業とします。

※ 「次の登校日」の意味

- ・ 午前0時から登校前までに発令された場合は「当日」
(例) 6月18日の午前0時から登校前までに発令された場合
⇒ 当日の6月18日は臨時休業
- ・ 下校時から午前0時に発令された場合は「翌日」
(例) 6月18日の下校時から午前0時に発令された場合
⇒ 翌日の6月19日は臨時休業

【在校中に発令された場合】

- ① 直ちに臨時休業とします。
- ② 下校の安全が確認できるまで、原則、生徒は学校で待機します。
- ③ 帰宅後は、すぐに学校に電話（帰宅連絡）をしてください。

※ 「特別警報」が発令された場合は、状況に応じた対応について保護者に連絡させていただく場合がありますので、学校からの連絡がつくようお願いいたします。